



平成23年6月定例会において
条例の一部が改正されました。

- 和水町国民健康保険税条例（平成18年和水町条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「50万円」を「51万円」に、同条第3項中「13万円」を「14万円」に、同条第4項中「10万円」を「12万円」に改める。

第23条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

●和水町国民健康保険条例（平成18年和水町条例第101号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「35万円」を「39万円」に改める。
附則第4項を削る。

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

●和水町長等の給与及び旅費に関する条例（平成18年和水町条例44号）の一部を改正する条例を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 平成23年7月1日から平成23年8月31日までの間町長及び副町長の給与月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、町長についてはその額の100分の20を、副町長についてはその額の100分の10をそれぞれ減じた額とする。

この条例は、平成23年7月1日から施行する

●和水町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年和水町条例49号）の一部を次のように改正する。

「感染症防疫作業手当」の項を削る。

この条例は、公布の日から施行する

●和水町病院事業の設置等に関する条例（平成18年和水町条例第138号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第5号、第9号及び第10号を削り、
第6号を第5号とし、第7号から第8号までを1号
ずつ繰り上げる。

この条例は、公布の日から施行する